

## 第2章

# 財務数値への影響、リースの識別・期間等 新リース会計基準による 借手の実務への影響

### 【この章のエッセンス】

●借手においては、オペレーティング・リースのオンバランス等により、各種財務数値および財務指標に大きな影響が生じる可能性があることから、早期の準備を行うことが有用である。

●適用の準備においては、リースとして識別される範囲が拡大する点や、短期リースおよび少額リースに関する認識の免除が適用される範囲について、早期に検討することが有用である。

●借手のリース期間は、延長オプションまたは解約オプションの対象期間が含まれており、当該期間によって、オンバランスされる金額に重要な影響が生じる可能性があることから、当該期間の決定について慎重

な検討が必要である。

第2章では、本会計基準等の適用による借手への主な影響について解説する。

## オペレーティング・リースのオンバランス

本会計基準等では、原則として、借手のすべてのリースについて資産および負債を計上する等の変更がなされている。また、IFRS 16号と同様に、すべてのリースを金融の提供として捉えて、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが採用されている。これにより、借手においては、現行基準におけるオペレーティング・

リースについても、貸借対照表に使用権資産とリース負債を計上することになる(第1章・図表1参照)。

また、損益計算書においては、従来、支払リース料として計上されていたオペレーティング・リースに関する費用を、減価償却費と支払利息として計上することになる。これにより、損益の計上額および計上科目が変更となる結果、各期の損益計上額、計上時期および損益計算書の段階損益について、一般的に図表15のような影響がある。

このように、貸借対照表および損益計算書に影響が生じることから、財務数値および財務指標全般において、影響が生じることになる。一般的に財務数値と財務指標に与える影響は図表16および図表17のとおりとなる。

## リースとして識別される範囲の拡大

現行基準においては、典型的なリース、すなわち役務提供相当額のリース料に占める割合が低いものを対象としていた。そのため、たとえば、システム関連業務において、システム機器のリース取引と労務等が一体化されている取引など、契約にリースを構成する部分が含まれていながらも、リースとして取り扱われていなかった場合もあると考えられる。

これに対して、本会計基準等では、役務提供相当額のリース料に占める割合にかかわらず、リースを含む契約におけるリースを適用範囲としており、リースとして取り扱われる範囲が拡大しており、契約にリースが含まれるか否かについて、第1章の図表4のフローチャートもとに判断する必要がある。

そのため、本会計基準等の適用にあたっては、各契約内容やその他の事実および状況をもとに判断をする必要があり、当該リースの識別に関する契約内容等の調査を早期に実施することが有用である。